

契約の過程並びに契約の内容に関する調書

令和7年7月23日公表

工 事 名	教ス工－2 水晶山スキー場第1ペアリフト索輪整備工事
工 事 場 所	鹿角市尾去沢字尾去山国有林 地内
工事種別及び概要	索輪整備 180輪
工 期	令和7年7月24日～令和7年12月19日
執 行 方 法	随意契約
随 意 契 約 理 由	索道機は国土交通省の認可を受けて運行しているものであり、既存リフトの製造メーカーである下記事業者が相手方に特定されることから随意契約を締結する。
上 記 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税含む)	10,824,000円
契 約 者 の 住 所 称 号 又 は 名 称 代 表 者 職 ・ 氏 名	山形県山形市東山形一丁目7番26号 日本ケーブル株式会社 東北支店 東北支店長 小森 貴之
契 約 日	令和7年7月23日
契 約 金 額 (消費税及び地方消費税含む)	9,900,000円